

## 国民健康保険

### 高齢受給者証・限度額適用認定証の更新時期です

#### 高齢受給者証 8月1日(土)から変わります

高齢受給者証は、70歳から74歳の方に交付されます。病院などの窓口で支払う一部負担金の割合が記載され、保険証とあわせて使用する証です。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)です。新しい受給者証は、7月末日までに自宅へ郵送します。(更新の手続きは必要ありません。)

8月1日(土)以降に病院を受診する場合は、新しい受給者証を提示してください。

※新しい受給者証は、薄だいたい色です。

#### ◆古い受給者証は返却してください

古い受給者証は、8月31日(月)までに郵送か、通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループへ返却してください。

#### 高額療養費の限度額適用認定証 有効期限は7月31日(金)です

手続きが必要です

70歳未満の方が通院・入院し、窓口での支払い額が高額になる場合は、限度額適用認定証を提示することにより、世帯ごとに定められた限度額までの支払いとなります。

現在、限度額適用認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(金)です。

8月以降も必要な場合は、市民窓口グループで更新手続きをしてください。

**持ち物** 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額適用認定証(更新の方のみ)

※国民健康保険税の滞納がある世帯には、交付できません。

※交付には、平成26年中の所得の申告が必要です。

問合せ先 国市民窓口グループ 国民健康保険担当 ☎52-1111 (内線261・262)

## 後期高齢者医療

### 後期高齢者医療の保険証を更新します 有効期限は7月31日(金)です

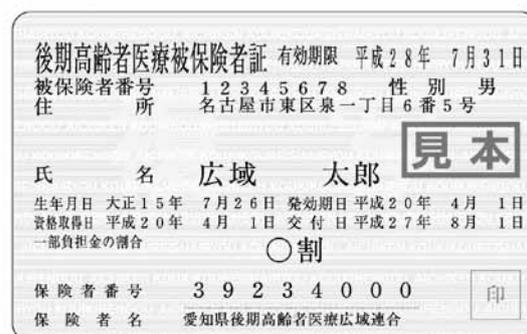
◇現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で送付します。

※簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問合せ電話番号で再配達依頼の依頼、もしくは直接受け取りに行ってください。

◇郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市民窓口グループに返還されます。その場合は、市民窓口グループの窓口でお渡ししますので、印鑑と身分証明書と現在お持ちの保険証を持って来庁してください。

◇保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(土)以降に医療機関などで受診するときは、かならず新しい保険証を提示してください。

◇有効期限が経過した保険証は、市民窓口グループに返却、または、個人情報を読み取れないよう裁断して破棄してください。



問合せ先 国市民窓口グループ 医療担当 ☎52-1111 (内線227)